

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会（第7回）

令和元年11月15日（金）

14:00～16:00

中央合同庁舎8号館5階共用会議室C（520）

議 事 次 第

- 1 知財紛争における裁判所等の紛争解決能力を強化するための方策に関する意見交換
- 2 国際仲裁を活性化するための方策に関する意見交換
- 3 越境消費者紛争への対応力を強化するための方策に関する意見交換
- 4 国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策に関する意見交換
- 5 その他の民事司法の国際化についての方策に関する意見交換

（配布資料）

- 1 知財裁判所のさらなる充実・強化を求める ～知財司法インフラの魅力向上に向けて～
- 2 越境消費者紛争の効果的な解決のための対応策について
- 3 国民生活センター越境消費者センター（CCJ）の機能強化

知財裁判所のさらなる充実・強化を求める ～知財司法インフラの魅力向上に向けて～

2019年10月30日

経団連知的財産委員会企画部会
日本知的財産協会

はじめに

現在わが国においては、Society 5.0の実現に向けた各種の取り組みが行われており、そのなかでオープンイノベーションの必要性が高まっている。オープンイノベーションを推進するにあたっては知財の価値が正当に評価され、その権利が正当に保護されることはもとより、「競争と協調」の戦略を実行することを可能とする魅力ある知財司法インフラが不可欠である。

こうした認識のもと、われわれは本年3月以降、「知財司法に関する経済界と司法関係者のダイアログ」の枠組みで知財司法の魅力向上に資する方策について検討を重ねてきた。

今般、その成果を踏まえ、知財司法インフラの要である知財裁判所のさらなる充実・強化に向け、以下の5つの方向性での検討を求める。

1. 知財紛争における司法型ADR¹の充実

(1) 知財紛争における司法調停の柔軟化・充実

東京・大阪の地方裁判所において今秋から知財調停が実施されている。知財調停が現行法の枠内では合意管轄を基礎とするものであることから、今後、その利用状況を踏まえつつ、民事調停の管轄に関する規律²の見直しを含め、知財調停の柔軟化・充実化のために必要な方策

¹ Alternative Dispute Resolution：裁判外紛争解決手続

² 民事調停法第3条第1項

「調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所

について検討を進めることが望まれる。

(2) 民間仲裁をモデルとした司法上の審理モデルなど

知財紛争における紛争解決メニューの充実を目指し、①裁判所の司法型ADRにおいて、民間仲裁を参考にした新たな審理モデルの導入³、②民間ADR利用を適時に勧奨する仕組みの導入など新たな運用・手続についても検討を進めることが望まれる。

2. 知財裁判所の審理・サービス充実

(1) 知財高等裁判所における大合議事件の取扱範囲拡大

知財高裁大合議事件について、特許権等に関する訴え等に限定されている現行の取扱可能範囲⁴について、著作権や意匠等に関する訴えについても対象とするよう見直しを行うなど、知財高裁の規範形成機能の強化を図ることが望まれる。

(2) 知財高等裁判所のサービス強化

現在進行中の知財高裁を含むビジネス関係の裁判部門を、2021年頃に東京・中目黒に移転する、「ビジネス・コート」構想による知財高裁へのアクセス向上など、サービス強化に向けた検討を進めることが望まれる。

若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。」

³ 現行法においても、解釈上、当事者の合意による上訴禁止等があり得る。

⁴ 民事訴訟法第310条の2 「第六条第一項各号に定める裁判所が第一審とした特許権等に関する訴え（特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えを指す。）についての終局判決に対する控訴が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。」

3. 国際仲裁を含む国際知財紛争に対する対応強化

(1) 裁判手続における外国語利用の容易化⁵（証拠の訳文添付の不要化）

国際的な知財関係裁判における当事者の負担軽減・審理の効率化の観点から、適切な事件類型を選別し（仲裁関連の非訟事件など）、かつ、当事者の同意等の適切な要件を設定の上、裁判手続における外国語の証拠提出について法令上の訳文添付義務⁶を緩和する等の検討を進めることが望まれる。

(2) 国際的な知財関係裁判についての専門的処理

国際的な紛争対応を強化する一環として、民間の国際仲裁活性化をサポートする観点からも、知財に関わる仲裁判断取消事件等の管轄集中を図る（東京地裁専門部など）など、国際的な通用性を有する効率的な事件処理をするための専門体制の強化方策について検討を進めることが望まれる。

4. 知財訴訟分野におけるIT技術の効果的活用

(1) 知財訴訟審理におけるIT化の導入

現在、政府で検討が進められている民事裁判手続のIT化については、特に知財紛争分野について、オンライン申立て、裁判記録の電子化、電子納付、ウェブ会議による審理等の早期実現のニーズがあることを踏まえ、迅速に検討を進めることが望まれる⁷。

⁵ 裁判所法第74条 「裁判所では、日本語を用いる。」

⁶ 民事訴訟規則第138条1項 「外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分についてその文書の訳文を添付しなければならない。」

⁷ 法務省では、来年2月の法制審議会への諮問を目指し、現在、研究会に参加するなどして、IT化に伴う法制面の検討等を進めている。

(2) 知財訴訟を含む裁判情報のオープンデータ化

知財訴訟を含む幅広い分野の裁判情報を集積してオープンデータ化を図ることは、紛争解決の予測可能性を高め、裁判の信頼性向上にも資する⁸。ニーズを踏まえ、公開の在り方や可能な方策（匿名化、データベース化など）について、検討を進めることが望まれる。

5. 知財訴訟における審理・判断の適正に資する制度改革

(1) 「アミカス・ブリーフ⁹」等の審理・判断充実のための方策

知財訴訟手続において、審理・判断の充実を図るため、影響力の大きな事件等に関し、国内外の幅広い第三者から意見を募る「アミカス・ブリーフ」制度の導入や、「マークマン・オーダー¹⁰」を参考に、裁判所がクレーム解釈等につき適時の心証開示をより行いやすくなる仕組みなど、ユーザーのニーズを踏まえた審理・判断の方策について検討を進めることが望まれる。

(2) 「アトニーズ・アイズ・オンリー¹¹」等の審理適正化のための方策

近年、知財訴訟における証拠収集手続の相当な拡充に伴い、訴訟手続における企業秘密保護も含めた審理の在り方についても改めて検討する必要がある。例えば、企業秘密情報の証拠開示を代理人に限定す

⁸ 現在も知財訴訟については、一定レベルの判決が最高裁のホームページ等で公開されている。

⁹ 米国において社会的・経済的・政治的に影響のある裁判事件に関し、裁判所の許可もしくは要請を受け、又は全訴訟当事者の同意を得て利害関係を持つ訴外第三者が意見書を提出できる制度。

¹⁰ 米国の特許訴訟において、当事者間で解釈の違いがある特許クレームの用語について、裁判所が法律問題として解釈の判断を示す命令(Order)。この命令によって当事者にとってもその後の訴訟の優劣についての予測可能性が高まることから、和解を促進する効果があると評価されている。

¹¹ 米国訴訟において営業秘密等の相手方への開示の際に、開示先を相手方代理人弁護士のみ限定する制度。

る「アトーニーズ・アイズ・オンリー」や、知財訴訟分野に限った一定範囲での弁護士強制制度や弁護士費用敗訴者負担の導入など、審理の適正化に資する方策の検討が望まれる。

おわりに

知財司法インフラには、裁判所のほか、知財権法自体も含まれる。近時の法改正に関しては、オープンイノベーションの流れと逆行し、企業間の対立を煽って訴訟の件数をあげることを目的としていると見まがう議論が散見されることは極めて残念である。

われわれは、オープンイノベーション推進が求められるなか、国内外から見て、公正・公平で信頼感のある、魅力ある知財司法インフラの構築に向け、今後ともさまざまな角度から議論を深めていく所存である。

以 上

越境消費者紛争の効果的な解決のための対応策について

独立行政法人 国民生活センター

1. 国民生活センター越境消費者センター（CCJ）の現状と機能強化について

（1）国際的素養を備えた人員の確保、研修体制の整備

- 現状及び課題
 - ・相談件数の急増に伴い、量的な面での人的体制の課題に加え、相談内容についても複雑化の傾向があり、質的な面での体制強化も課題となっている。
- 機能強化のための施策
 - ・競争力のある賃金体系を整備し、消費者問題の知見と語学力のある相談員や職員等を確保するとともに、研修制度の充実やその機会を確保することが必要。

（2）連携する外国機関の地域的・数的・質的な拡大

- 現状及び課題
 - ・CCJの特徴は外国機関と連携をしてあっせん等の相談処理を行う点にあるが、連携機関が数的にも地域的にも限定的であるのが現状。
- 機能強化のための施策
 - ・連携機関の拡大には、既存の連携機関との間の取扱件数を増やし、量的・質的に連携を充実させ実績をあげるとともに、新たな連携関係の構築のための協議においては、そのような実績を示して主導的な役割を担いプレゼンスの向上を図ることが必要。

（3）CCJ 自らによる外国事業者と国内消費者との紛争のあっせん等

- 現状及び課題
 - ・事業者所在国に連携機関がない場合等においては、CCJが自ら当該国の事業者と我が国の消費者との紛争解決をあっせんすることが想定される。また、両当事者の合意が得られれば国民生活センター紛争解決委員会における紛争解決の可能性についても指摘されているところである。
- 機能強化のための施策
 - ・人員の確保、英語以外の言語に対応できる環境の整備、及び国際電話のコストなどへの予算の確保等の諸条件の手当てが必要。
 - ・国民生活センター紛争解決委員会における越境消費者紛争への対応に向け、裁判

手続きのIT化の検討状況等を踏まえた法制面の整備及び人員・システム等の予算等の諸条件の手当てを含めた体制面の構築について検討が必要。

(4) CCJのデータ・ノウハウを全国の消費生活センターで共有化

○ 現状及び課題

- ・CCJが提供している英文テンプレートを用いて相談者自身による自主交渉が可能な案件などについては、相談者の利便性の確保とリソースの適切な配分の観点からも自治体の消費生活センターで対応されることが望ましい。
- ・自治体の消費生活センターにおいて、CCJを案内すべき案件かを見極めるためにも、CCJの相談処理の情報の共有化が重要である。

○ 機能強化のための施策

- ・国内事業者に関する相談処理情報は、各地消費生活センター間で共有化するためのネットワークが構築されている（PIO-NETシステム）。セキュリティーの観点から、CCJの相談処理システムの情報は当該ネットワークシステムとは切り離されているため、新たに当該ネットワークに組み込むためのシステム等の構築、または、CCJと各地センターとの間で相談処理を共有化するためのネットワーク等の構築、及び、それらの運営管理のための予算及び人員の手当てが必要。

2. ODRの促進

- ・CCJでは、インターネット上のウェブサイトのフォームで相談を受け、消費者とのやり取りはすべてメールで行っており、また、連携機関とのやりとりもメールで行っている。このため、既に部分的なODRに取り組んでいる状況である。
- ・CCJをはじめとする相談対応に関しては、相談者との間のインターフェースの改善等の検討を行い、相談へのアクセスの利便性の向上を図るとともに、AIを活用した相談処理情報の分析やチャットボット機能の活用によって、相談処理能力の向上を図ることが可能であると考え。また、RPA（Robotic Process Automation）技術等を活用することで、ルーティン作業を自動化・効率化し、人的リソースの効果的配分の実現を図ることが可能であると考え。

以上

国民生活センター越境消費者センター(CCJ)の機能強化

- 相談件数の急増と相談内容の複雑化
- CCJだけでは、交渉ができず解決が図れないケースについても、海外機関と連携して処理をすることで、法律・商習慣・プレゼンス・コミュニケーションのギャップを解消し解決につなげることが可能に

海外機関との連携の充実・強化が重要

- 連携海外機関の拡大
- 連携件数の増加
- あっせん等CCJの紛争解決能力の向上

+

- 一層の効率的・効果的な処理

